

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第9号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則（平成14年香川県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 条例別表第2第3号の規則で定める事務は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第2項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p><u>4</u> 条例別表第2第4号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p><u>5</u> 条例別表第2第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p><u>6</u> 条例別表第2第6号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業を行うために必要な土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）若しくは当該土地にある物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p><u>7</u> 条例別表第2第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p><u>8</u> 条例別表第2第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p><u>9</u> 条例別表第2第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 条例別表第2第3号の規則で定める事務は、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）による県税の犯則事件の調査に関する犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</u></p> <p><u>4</u> 条例別表第2第4号の規則で定める事務は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第2項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p><u>5</u> 条例別表第2第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p><u>6</u> 条例別表第2第6号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p><u>7</u> 条例別表第2第7号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業を行うために必要な土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）若しくは当該土地にある物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p><u>8</u> 条例別表第2第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p><u>9</u> 条例別表第2第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p><u>10</u> 条例別表第2第10号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>

(1)・(2) 略

10 条例別表第2第10号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

11 条例別表第2第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

12 条例別表第2第12号の規則で定める事務は、香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条の3第1項又は第10条の5第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

(1)・(2) 略

11 条例別表第2第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

12 条例別表第2第12号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

13 条例別表第2第13号の規則で定める事務は、香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条の3第1項又は第10条の5第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

14 条例別表第2第14号の規則で定める事務は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(1) 納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者（以下「納税者等」という。）

(2) 納税者等の相続人

(3) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

(4) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

(5) 納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(6) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者

(7) 前各号に掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者

(8) 香川県税条例第91条の3に規定する自動車税の減免の手續に係る身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者

(9) 香川県税条例第91条の4に規定する自動車税の減免の手續に係る身体障害者等

15 条例別表第2第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

13 条例別表第2第13号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

14 条例別表第2第14号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

15 条例別表第2第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

16 条例別表第2第16号の規則で定める事務は、香川県表彰規則（昭和30年香川県規則第54号）による表彰を受ける者（候補者を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(1)～(3) 略

16 条例別表第2第16号の規則で定める事務は、香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第12条第4項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

17 条例別表第2第17号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

18 条例別表第2第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、香川県表彰規則（昭和30年香川県規則第54号）による表彰を受ける者（候補者を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。